

議案第 4 1 号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和 5 2 年墨田区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「もと」を「下」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 4 条企画経営室の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 公共施設等のマネジメントに関すること。

第 4 条総務部の項第 3 号中「保全計画及び」を削り、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同条区民活動推進部の項中第 5 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 5 号とし、同条都市計画部の項に次の 1 号を加える。

(5) 防災及び危機管理に関すること。

第 4 条都市整備部の項中第 6 号を第 1 0 号とし、第 5 号の次に次の 4 号を加える。

(6) 環境保全に関すること。

(7) 緑化に関すること。

(8) 清掃事業に関すること。

(9) リサイクルの推進に関すること。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

社会状況の変化、区民ニーズの多様化等に適切に対応するため、区長部局の組織の事務分掌を改める必要がある。